

## 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

東大和市難病患者福祉手当条例（昭和55年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第5条第2項各号を次のように改める。

- (1) 災害その他やむを得ない事由により、認定の申請をすることができなかつた場合において、当該事由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき 当該事由により認定の申請をすることができなくなつた日の属する月
  - (2) 認定の申請をした日の属する月について、他の市町村等においてこの条例による手当と同種の手当が支給される場合 当該同種の手当が支給される月の翌月
- 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項第2号の規定は、平成31年8月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。